

1. 検査・監督の見直し

- 昨年12月に、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）案」と題する文書を公表し、2月14日までパブリック・コメントに付している。
- 金融検査と監督のあり方については、これまでも様々な見直しを行ってきたが、一つひとつの取り組みが全体として何を目指しているのかについては、金融庁自身の職員を含め、まだ必ずしも十分には共有されていないように思われる。報道を含め、様々な誤解も耳にする。また、これから更に取り組んでいかなければならない課題も多く残されていることから、これまでの取り組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理したものである。
- 同基本方針案では、分類・償却・引当に関する別表も含め、検査マニュアルを2019年4月以降に廃止する、という方針を示しているが、その問題意識は次のようなものである。
- すなわち、リスク管理や、分類・償却・引当に関する実務は、本来は、目指すビジネスモデルをどう実現するか、という視点をもって設計されなければならないものと考えられるが、実際には、検査マニュアルを前提に、別表通りの償却・引当とか、コンプライアンスとしてのリスク管理がなされている場合が多いのではないかと、貸すために引き当てる、リスクを取るためにリスク管理をする、というのではなく、受け身の償却・引当、リスク管理になっている場合が多いのではないかと、そして、その背景には当庁のこれまでのやり方もかなり影響しているのではないかと、と考えられる。
- 我々としては、検査マニュアルに基づいて長年定着してきた実務を否定するつもりはないが、どんなにいい面があるにせよ、20年前にできた検査マニュアルが想定しているビジネスモデルは、かなり限定された種類のものなのではないかと、分類・償却・引当に関する実務やリスク管理がマニュアルで想定されているものに固定されてしまうと、こ

れまでと違う、各行毎の工夫をこらしたビジネスモデルを見出すための選択肢が制約されてしまうのではないか、そして、制約された選択肢だけでは、人口減少などの難しい環境の中で、生き延びるための道を見出すことはどんどん難しくなっているのではないか、という問題意識である。

- もちろん、金融庁の組織を変えたり、検査マニュアルを廃止したりといっても、検査官がいなくなるわけでも、検査がなくなるわけでも、健全性に関する監督が甘くなるわけでもない。当庁としては、重箱の隅をつつくのではなく、大事な問題に集中して、将来のことを一緒にきちんと議論させていただけるようになりたい、というのが今回の趣旨である。
- そうした議論に際し、あるいは、銀行の中でさまざまな検討が行われる際にも、検査マニュアルの規定で思考停止になってしまうのではなく、一つひとつの問題を、金融庁の側であれば金融行政の根本目的に立ち返って考えることができるよう、また、銀行の側においても経営全体の中で考えやすい、そうした環境を作りたいと考えている。
- もちろん、こうしたことは金融庁の独り相撲では何にもならない。また、申し上げたような姿が可能だとしても、金融庁の人材面を含め、一朝一夕に変えられるわけでもない。しかし、残された時間が余りないのも事実であり、着実かつ迅速な取り組みが必要と考えている。
- 各地で対話の場も持たせていただいている。経営の実際に根差したご意見をお聞かせいただき、いろいろ議論させていただければと思うので、よろしく願いしたい。

2. TPP11、日 EU・EPA を見据えた我が国企業への支援について

- 経済連携協定（EPA）については、成長戦略の一環として、政府全体で推進してきているところ。日 EU・EPA の交渉妥結及び TPP11 の大筋合意や「総合的な TPP 等関連政策大綱」の取りまとめを受けて、金融機関におかれては、企業・事業者における海外進出や経営改革等の動きを適切に後押しするよう、その支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提

供や助言、資金提供等を行なうことにより、金融仲介機能を十分に発揮していただきたい。

3. 事業承継税制の適用対象の拡大等に伴う認定支援機関の対応について

て

- 事業承継問題に関しては、中小企業の経営者の高齢化が進んでいるものの、半数以上の事業者が準備を終えていない状況にある。これを踏まえ、平成 30 年度税制改正において、①事業承継税制を抜本的に拡充するとともに、②M&A を通じた事業承継に係る新たな支援措置を創設することとしたもの。
- なお、詳細の内容については、今後、担当者ベースでの説明会を実施する予定。

4. 改元に伴い国民生活への影響を生じさせないための取組みについて

- 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が昨年制定されている。その附帯決議では、「政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることのないようにする」などとされていることを踏まえ、政府では改元に向けた各種準備を進めている。
- 各金融機関においては、改元に際して必要となる対応(情報システムの改修や帳簿等の様式変更など)の洗出しとその着実な実施を進め、国民生活への影響を生じさせることの無いよう、万全の準備をお願いする。

5. アジア地域ファンド・パスポート制度設置について

- 2015 年 9 月の APEC 財務大臣会合における、アジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」）への参加表明後、日本、オーストラリア、韓国、タイ、ニュージーランドが ARFP 協力覚書へ署名し、2016 年 6 月に発効した。

- 貴協会において、昨年末を期限とする ARFP 国内整備完了達成のため、ご協力をいただくとともに、当庁としても、昨年 12 月、ARFP 申請手続等を定めた実施要領を策定したところ。今後も貴協会をはじめ、業界と連携して、ARFP 枠組みの適切な運用に取り組んでいきたい。
- 今後、ARFP 枠組みを通じて、APEC 域内でのファンドの販売が活発に行われ、また、我が国においても、投資家の投資商品の選択肢が拡大し、質の高い商品及びサービス提供の促進に繋がるものと期待している。
- EU における UCITS 枠組みについても、1985 年の制定以来、これまで長い年月をかけて改善等が行われ、今日の市場規模（4 兆 5000 億ドル）に至ったもの。ARFP においても時間をかけて育成していくことを期待しつつ、今後、皆様に積極的な活用を検討してほしい。

6. つみたて NISA について

- 金融庁は、つみたて NISA の普及・利用促進を図るため、昨年 10 月、「職場つみたて NISA」を導入する旨公表した。さらに昨年 12 月には、他省庁・地方自治体や、更には民間企業が「職場つみたて NISA」を導入する際の参考としてもらえるよう、当庁での運営要領等を公表し、導入を呼びかけている。
- 金融庁における「職場つみたて NISA」の導入を契機に、内閣人事局からは、昨年 11 月に、各府省に対して同様の取組みを促す文書が発出された。その結果、省庁の中には、既に、これに対応した取組みを進めているところもあるほか、地方自治体でも、東京都において、「職場つみたて NISA」を導入する動きが見られている。こうした動きを加速させられるよう、取り組んでいきたい。各金融機関におかれても、つみたて NISA の普及・利用促進に向けて、協力いただきたい。

(以上)